患者衣賃貸借

入札説明書

地方独立行政法人新小山市民病院

事　務　部

この入札説明書は、本入札について、この入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般事項を定めたものである。

１　発注者　　地方独立行政法人新小山市民病院理事長　島 田 和 幸

２　入札に付する事項　　入札公示のとおり

３　事務局
栃木県小山市大字神鳥谷２２５１番地１
地方独立行政法人新小山市民病院
TEL　0285-36-0289
FAX　0285-36-0300
E-Mail　ma.honda@hospital.oyama.tochigi.jp
事務部経理課 用度係　本田

４　入札参加資格
入札に参加できる者は、この公示の日から開札の日までにおいて、次に掲げる全の要件を満たす者とする。
（１）　地方独立行政法人新小山市民病院契約規程（平成２５年４月１日規程第５１号。以下「契約規程」という。）第４条第１項に規定する者に該当していない者及び同条第４項の規定に基づく栃木県及び小山市並びに栃木県内市町の指名停止等の入札参加の制限を受けていない者であること。
（２）　市町村税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
（３）　会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
（４）本入札に参加する他の入札参加者との間に次に掲げる資本関係又は人的関係がない者であること。ただし、アにあっては、子会社（会社法第２条第３号の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第２条第７項に規定する更生会社（以下「更正会社」という。）又は民事再生法第２条第４項に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除き、イ（ア）にあっては、会社の一方が更正会社又は民事再生法第２条第４項に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。
ア　資本関係
（ア）親会社（会社法第２条第４項の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係に有る場合

（イ）親会社を同じくする子会社同士の関係に有る場合

イ　人的関係

（ア）一方の会社の役員が他方の会社の役員を現に兼ねている場合

（イ）一方の会社の役員が他方の会社の会社更生法第６７条第１項又は民事再生法第６４条第２項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

（５）次のアからカまでのいずれの場合にも該当しないこと。

ア　役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその全ての役員をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。以下「法」という。）第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。

イ　暴力団（法第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が実質的に関与していると認められるとき。

ウ　役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ　役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に、暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ　役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ　営業活動に係る必要な契約の締結に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

（６）３００床以上の病床数を有する病院の患者用寝具について継続して１年以上元請けとして誠実に履行した実績（履行中を含む。）を有する者であること。

（７）医療法施行規則（昭和２３年厚生省令第５０号）第９条の１４の各号に定める基準を満たし、一般社団法人医療関連サービス振興会が定める寝具類洗濯業務に関する医療関連サービスマークの認定を受けている者であること。

（８）落札した際は当該業務が滞ることのないよう、業務代行保証書を提出できる者であること。

（９）自社洗濯工場を有している者であること。

５　入札参加資格審査の申請方法等

入札参加者は、次の通り入札参加申請書等を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。なお、期間内に申請書の提出がない場合は、入札に参加することができない。

（１）　申請書類の入手方法

地方独立行政法人新小山市民病院ホームページ（http://www.hospital-oyama.jp/）

内の「入札情報」からダウンロードすること。

（２）　提出書類

ア　一般競争入札参加申請書（様式第１号）

イ　応札仕様書（様式第２号）

ウ　契約実績書（様式第３号）

エ　ウを証する契約書の写し

オ　寝具類洗濯業務に関する医療関連サービスマークの認定を受けていることが確認できる書類の写し

カ　業務代行保証書

キ　自社洗濯工場を有することを証明する資料（様式任意）

ク　小山市物品購入等入札参加資格者名簿（平成２７・２８年度 営業種目 V7「その他のリース」）に登載が為されていることが判る資料（写）

※ 公示の日から申請期日までの間に小山市役所管財課において随時登録を行なった場合の資料（受付証等）については、無効とする。

※ 過去の当院実施の競争入札において、小山市物品購入等入札参加者資格名簿への登載が無く、当院が臨時的に参加資格を審査をし、参加許可を付与した際の資料（通知）についても、無効とする。

※ むやみに小山市へ照会をしないこと。

ケ　クを提出することが出来ない者は、上記ア～キの書類に加えて下記の書類も提出すること。

①　国税及び地方税の納税証明書（コピー可。直前１年分）

ⅰ　国税の未納がない証明書

法人税、消費税：様式その３の３

ⅱ　地方税の納税証明書（または未納のない証明書）

市町村民税（東京２３区は法人都民税）

※本店で参加申請をする場合は、本店所在地の納税証明、支店･営業所等で参加申請をする場合は、支店･営業所所在地の納税証明

②　登記事項証明書

（コピー可。申請日基準で発行日より３カ月以内のもの）

③　印鑑証明書

（コピー可。申請日基準で発行日より３カ月以内のもの）

④　誓約書（様式第４号）

（登記上の商号及び代表者の役職名･氏名を記入ください）

⑤　委任状（様式第５号・参加申請用）

（本社から支店･営業所等へ入札、契約等の権限を委任する場合にのみ提出すること）

⑥　使用印鑑届（様式第６号）

（支店長･営業所長等で申請する場合、及び契約･請求等において実印をし

ない場合に提出すること。）

⑦　会社概要書（パンフレット可）

⑧　財務諸表（直近決算時のもの）

（３）　提出期間

入札公示の日から平成２８年　２月　２６日（金）まで

（土曜日、日曜日及び休日を除く、毎日午前８時３０分から午後５時１５分まで）

（４）　提出場所

３と同じ。

（５）　提出方法

持参

（６）注意事項

入札参加申請書類を提出する際は、必ず、３の担当者と日時を調整すること。なお、担当者業務繁忙により、調整方法は電子メールを用いることを希望する。

６　入札参加資格の審査及び通知

（１）入札参加資格は提出された書類により審査し、その結果は平成２８年　２月２９日（月）午後に競争入札参加資格審査確認通知書（様式第７号）により通知（FAX ならびに E-Mail）する。

（２）入札参加資格がないと認定された者には、（１）の通知書にその理由を付すものとする。

（３）入札参加資格を有すると認められた者が（１）の通知の日から入札の日時までに次のいずれかの場合に該当することとなったときは、入札参加資格を喪失する。

①　仮差押、仮処分、競売、破産、会社整理手続開始、会社更正手続開始、特別清算開始または民事再生手続開始の申立てがなされたとき。

②　手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、入札参加資格者の業務執行が困難と見込まれるとき。

③　その他本業務に着手し、または本業務を遂行することが困難になると認められる事由が発生したとき。

（４）入札参加申請の際に５（２）ケ ①～⑧を提出し、入札参加資格が有ると認定された場合、この当院の認定により小山市の入札参加資格ならびに当院での以降の入札参加資格も得られるものではないことに注意すること。

この認定は臨時的な措置であること、注意願う。

爾後、小山市の入札参加ならびに当院での入札参加を希望する者は、本案件の入札参加申請とは別に、小山市において入札参加申請を行うこと。

７　質問及び質問に対する回答

質問をしようとする者は、質問書（様式第８号）を次により提出すること。

（１）受付期間

公示の日から平成２８年 ２月 ２６日（金）まで。

（２）提出先

３と同じ。

（３）提出方法

電子メールへの添付による。

（４）回答期日

平成２８年 ２月 ２９日（月）午後までに行う。

（５）回答方法

当院ホームページ上で行う。

（６）その他

① 誠意をもって回答をするが、入札に関係のない質問、悪意のある質問および極めて専門的な質問で回答が困難なものについては、回答しない。

② 早急に回答･周知をする必要が有る場合は、可及的速やかに回答を行う。

③ 質問に対する回答は、すべて当院のホームページへ掲載するので、質問の有無に関わらず確認のこと。

※場合により仕様の補足等が掲載されることもあるので、質問回答書（様式第９号）については必ず確認を行うこと。

８ 入札書等の提出方法

競争入札参加資格審査確認通知書（様式第７号）により、入札参加資格が有ると認定された者は、入札書（様式第１０号）および入札内訳書（様式第１１号）を次により提出すること。

（１）提出日

入札当日

（２）提出場所

入札会場

（３）提出書類

ア 入札書（様式第１０号）※要封筒

イ 入札内訳書（様式第１１号）※要封筒

ウ 委任状（様式第１２号）※代理人が入札する場合

エ 競争入札参加資格確認通知書（様式第７号）の写し

（４）その他詳細事項

ウおよびエは入札当日の受付の際に係員に提出すること。

昨今、ウおよびエの不持参により失格となる事例が散見されること、特段ご注意願う。

また、入札執行会場への経路は、参加資格を有する者にのみ事前に案内する。

９　入札辞退

入札を希望しない場合には、入札執行の完了に至るまではいつでも入札を辞退することができる。また、入札公示で指定された入札時刻に遅れた入札参加者は、入札を辞退したものと見做す。入札を辞退する場合には、次の手続きをすること。

（１）入札執行前（入札時刻に遅れた場合を含む。）は、任意様式により入札を辞退する旨が記載される届け出を提出すること。

（２）入札執行中は、上記記載の届け出又は入札を辞退する旨を明記した入札書を提出、投函すること。

１０　開札

（１）日時

入札公示のとおり

（２）場所

入札公示のとおり

（３）立会

入札参加者又はその代理人が立会いをしない場合は、入札事務に関係のない当院職員が立会いを行う。

１１　入札に関する注意事項

（１）入札参加者は、本説明書、仕様書等を熟読のうえ、入札しなければならない。この場合において、当該仕様書等について疑義がある場合は、７に示す方法により説明を求めることができる。ただし、入札後、仕様書等について不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

（２）入札回数は原則１回とする。ただし、開札の結果、予定価格内での入札が無い場合は再度入札を１回行うことができる。

なお、落札者がいない場合は、最も低い価格をもって入札した者に、直ちに見積書の提出により決定する。ただし、見積書の提出は３回を限度とする。

（３）総価で入札すること。

各商品の月間予定数量に単価を掛けた総価により入札を行う。ただし、契約は単価で行う。

落札決定に当っては、入札書に記載された総価に当該金額の８％に相当する額を加算した金額をもって落札金額とするので、入札参加者またはその代理人は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の１０８分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、各月の実績に基づく請求金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

（４）入札書及び入札に係る文書に記載する言語は、日本語に限るものとし、また入札金額は、日本国通貨による表示に限るものとする。

（５）入札参加者は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。なお、入札金額については、これを訂正することができない。

（６）入札参加者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

（７）入札執行者は、入札参加者が相連合する等の場合で入札を公正に執行することができない状態にあると認めたときは、当該入札を延期し、又はこれを取止めることがある。

（８）入札書及び入札内訳書は同じ封筒に入れ密封し、封書表面に「入札件名」と「入札書在中」と記入する。また、「入札日」「住所・法人名称又は商号」等も記入し、裏面にノリ付けと割印をし、当日提出すること。

１２　入札保証金

入札公示による。

１３　入札の無効

次のいずれかに該当する場合の入札は、無効とする。

ア　入札書および入札内訳書に記載した金額その他必要事項を確認しがたい場合又は記名押印のない場合

イ　入札参加者が同一事項の入札に対し、２以上の意思表示をした入札

ウ　他の代理を兼ね、又は２人以上の代理をした場合

エ　入札内訳書の提出がない場合

オ　入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

カ　談合その他不正の行為があったと認められる入札

キ　入札書記載の金額を加除訂正した入札

ク　虚偽の申請を行った者のした入札

ケ　その他入札に関する条件に違反した入札

１４　落札者の決定

（１）有効な入札書を提出した者であって、予定価格以下で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

（２）落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、クジ引きにより落札者を決定する。なお、この場合は、ただちにこれを行う。

（３）落札者が、指定の期日までに契約書の取り交わしをしないときは、落札の決定を取り消すものとする。

１５　契約書の作成

（１）入札を執行し、契約の相手方が決定したときは、速やかに（特別の事情が有

るときは、指定の期日までに）契約書を取り交わすものとする。

（２）契約担当者が契約の相手方とともに契約書に記名して押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

１６　契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

１７　契約保証金

入札公示による

１８．その他

（１）個人情報の保護

小山市個人情報保護条例（平成１３年３月２１日条例第２号）を準用すること。

（２）提出書類、資料等

提出された書類、資料等は返却しない。

なお、提出された書類、資料等は、本入札の目的以外の目的には使用しない。

（３）談合情報

①　談合情報があった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、そのすべてを公表することがある。

②　談合情報どおりの開札結果になった場合は、談合の有無にかかわらず、契約を締結しないことがある。

なお、この場合は、原則として、改めて公示をし、入札を行うものとする。

１９　照会先

３と同じ。